

公共工事の中間前払金に係る運用基準

1 中間前払金の制度の趣旨

中間前払金の制度は、工事の着手時に前払金（請負代金額の10分の4以内の額、ただし、低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては請負代金額の10分の2以内の額）を支払った後に、更に工事の中間段階において前払金（請負代金額の10分の2以内の額）を支払うものである。

2 中間前払金の対象となる工事等

- (1) 中間前払金の対象となる工事は、請負代金額が130万円以上の工事（ただし、工事の設計及び調査並びに工事の用に供することを目的とする機械類の製造に係るものを除く。）とする。
- (2) 請負者は、(1)の工事について、次のすべての要件に該当する場合において、中間前払金を支払うことができるものとする。
 - 一 工期の2分の1を経過していること。
 - 二 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - 三 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 中間前払金の対象となる経費

中間前払金の対象となる経費は、着手時の前払金同様に、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

4 中間前払金の額

請負代金額の10分の2以内の額とする。ただし、請求しようとする中間前払金の額と支払いを受けた着手時の前払金の合計額は、請負代金額の10分の6（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、請負代金額の10分の4）を超えてはならない。

5 継続費又は債務負担行為に係る特例

- (1) 継続費又は債務負担行為に係る契約でその履行が数年度にわたるもの（以下「複数年度契約」という。）に係る中間前払金については、各年度の年度割金額等及び工事期間を基礎として、対象要件（前記2の(1)）及び支払要件（前記2の(2)）の該当の有無を判断し、その支払額も年度割金額等を基礎として計算し、それぞれの年度において支払うものとする。

ただし、対象要件を満たさない年度については、中間前金払は行わないものとし、当該年度については部分払を行うことができるものとする。

6 中間前払金に係る認定

- (1) 請負者は、中間前払金の請求をしようとするときは、あらかじめ中間前払金認定請求書（様式1）を市長に提出するものとし、当該請求書には、工事履行報告書（様式2）を添付するものとする。
- (2) 市長は、（1）の認定請求書の提出があったときは、原則7日以内に、前記2の要件のすべてに該当するものであるかどうかを審査し、妥当と認めたときは認定調書（様式3）を2部作成し、1部を請負者に交付し、他の1部を保管するものとする。
なお、認定調書の交付をもって契約事項第35条第7項後段の通知とみなす。
- (3) 認定は、中間前払金認定請求書に添付された工事履行報告書、既に提出されている工程表等により行うものとする。なお、工事現場等に搬入された検査済みの材料等があるときは、その額を出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。
- (4) 出来高の数値に疑義がある場合は、請負者に該当数値の根拠となる資料の提示等を求め確認するものとする。

7 中間前払金の支払の請求

請負者は、中間前払金に係る認定を受けたときは、請求書（様式4）を、保証事業会社が発行する当該中間前払金に関する保証証書（原本及び写し1部）を添付して市長に提出するものとする。

市長は、当該請求があった日から起算して14日以内に中間前払金を支払うものとする。

8 中間前金払と部分払の選択

一の工事（複数年度契約にあっては、一の年度の工事）について、中間前金払と部分払（複数年度契約における各年度末の部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払を除く。）の両方を行うことはできないものとする。

※ 平成27年4月1日以降に入札を行う工事から適用する。

(様式1)

中間前払金認定請求書

年 月 日

契約担当者

契約者 住所

商号又は名称

氏名

印

次の工事の中間前払金に係る認定を請求します。

工 事 名	
工 事 場 所	
契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
請負代金額	¥
適 要	添付資料 工事履行報告書

(様式2)

工事履行報告書

工 事 名			
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
日 付	平成 年 月 日 (月分)		
月 別	予定工程 (%) () は工程変更後	実施工程 (%)	備 考
(記事欄)			

総 括 監 督 員	主 任 監 督 員	監 督 員

現 場 代 理 人	主任(監理) 技 術 者

(様式3)

中間前払金認定調書

契約者	
工事名	
工事場所	
契約年月日	年 月 日
工期	年 月 日 から 年 月 日まで
請負代金額	¥
摘要	1) 工期が2分の1を経過している。 2) 工期の2分の1を経過するまでに実施すべきとされている当該工事に係る作業が行われている。 3) 出来高が2分の1以上である。
<p>上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前払金を支払うことができる要件を具備していることを認定する。</p> <p>年 月 日</p> <p>大仙市長 印</p>	

(様式4)

中間前払金請求書

平成 年 月 日

大仙市長 栗 林 次 美 様

住 所

商号又は名称

氏 名

下記の工事に使用するため、平成 年 月 日に契約締結した請負契約額のうち、金 _____ 円を中間前払金として支払い願いたく、前払金使途協議書と前払保証証書を添えて請求いたします。

件 名	確 認 項 目		
	銀 行 名	銀 行 支 店	
場 所	口 座 種 別	普 通 ・ 当 座	
請負代金額	円	口 座 番 号	
前払金	割合	%	口 座 名 義
	金額	円	備 考
中間前払金	割合	%	
	金額	円	
差引残金	円		
工期(期間)	H . . . ~ H . . .	担 当 課 所 処 理 欄	
工期(日数)	日	前払金支払期限	月 日

※ 「前払金支払期限」は、「請求月日」当日から起算し、14日以内の日です。